

新年度の入園児を募集します



町内の保育園・保育所では、4月に入園する園児を募集します。

▽入園資格 両親が働いているなど、日中に子供を世話することができない家庭の乳幼児

※65歳未満の方が世話できる家庭は除かれます。

▽申し込み方法 町健康福祉課

と各保育園（所）に備え付けの入園申請用紙に必要事項を記入し、受付期間内に提出してください。なお、受け付けの際に家庭状況について聞き取りを行いますので、家庭の事情に詳しい方がおいでください。

▽受付時間 2月7日～10日、12日、13日

▽受付時間

平日：午前8時半～午後7時
土・日曜日：午前9時～午後5時

▽受付場所 町健康福祉課（各保育園では受け付けしませんので、あらかじめご了承ください）

◆問い合わせ 町健康福祉課 児童福祉係（☎82-31113）へどうぞ。



祖父母の皆さんと一緒にみずき団子を飾り付ける子供たち（船越保育園）

◆募集定員と保育内容

保育園名	定員	保育サービス	開所時間
山田町第一保育所	90	①②③④	午前7時～ 午後6時 (延長時は 午後7時まで)
山田第二保育所	30	①②③	
山田中央保育園	45	①②	
豊間根保育園	60	①②③	
織笠保育園	30	①②③	午前7時半～ 午後6時
大沢保育園	50	①	
わかき保育園	30	①	
船越保育園	45	①	
大浦保育園	30	①	

(保育サービス ①一時預かり ②延長保育 ③休日保育 ④病児・病後児保育)

学区外通学や区域外就学を希望する場合は申請が必要

家庭の事情などにより、教育委員会から指定された学校以外の学校へ児童生徒を通学させたい場合には、申請が必要です。また、山田町外の学校へ通学させたい場合

(区域外就学)も同様です。下記のいずれかの許可事由に該当し、学区外通学や区域外就学を希望する方は申請してください。

ただし、学区外通学および区域外就学とも、通学方法について保護者が責任を持つ場合に限り認められます。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

◆申請先・問い合わせ 町学校教育課総務係（☎82-3111 内線313）へどうぞ。

	学区外通学	区域外就学
許可事由	<ul style="list-style-type: none"> ①学年途中に通学区域外に転居したとき ②入学後に転居の予定があり、異動するまでの間、現住所から転居予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③保護者の共働きなどで下校後児童生徒を監護する者が家庭にいないため、祖父母宅など預り先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ④短期間の転居で、また元の通学区域に戻ることが予想されるとき ⑤就学指定校に特別支援学級が無いため、特別支援学級が設置されている学校の特別支援学級に通学するとき ⑥そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など） 	<ul style="list-style-type: none"> ①学年途中に町外に転出したとき ②入学後に山田町内に転入の予定があり、転入するまでの間、現住所から転入予定先の住所を通学区域とする学校へ通学するとき ③町内の特別支援学級に入級していた児童生徒が町外に転出したが、転出先市町村内の学校に特別支援学級が無いため、引き続き町内の特別支援学級に入級を希望するとき ④国立もしくは私立の小学校または中学校に入学する場合 ⑤そのほか児童生徒に対する教育的配慮が必要と認められるときや、家庭の事情などによりやむを得ないと認められるとき（いじめ、不適応、児童虐待など）